

とも
男女に協力し合い、地域とつながる営農組織を目指して

～東庄町新宿営農組合への普及活動～



ブロックローテーションにより作付けした「小麦」の収穫

県営ほ場整備事業（担い手育成型）

新宿地区（東庄町）

香取農林振興センター

1 東庄町の概要

東庄町は、千葉県北東部に位置し、利根川流域（黒部川、利根川、常陸川）を隔て、その対岸に鹿島臨海工業地帯として発展している茨城県神栖市と接しています。

地形は、中央部が北総台地の一角をなしている30～50mの台地で、そのほとんどが畑地帯となっており、北部、南部の低地は水田地帯となっています。また、主として台地と低地の傾斜地が山林となっています。

気候は、黒潮の影響を受け、比較的温暖で冬暖かく夏は涼く、平均気温は約15℃となっています。

総人口は、平成19年1月現在、16,348人で、総世帯数は4,788戸、総面積は4,616haであり、うち農業振興地域は4,202haとなっています。

(1) 東庄町の農業

農家戸数は平成17年現在、871戸で、うち専業農家は132戸（15.2%）となっており、年々減少しています。また、兼業農家の離農が目立っていますが、これは鹿島臨海工業地帯への恒常的勤務によるものが一因と考えられます。

耕地面積は2,667ha（水田1,404ha、畑807ha、山林456ha）となっています。

農業産出額は平成17年度現在、89億7千万円であり、第1位は豚で32億3千万円（36.0%）、第2位は野菜の21億5千万円（24.0%）、第3位は米の15億1千万円（16.8%）となっています。野菜の中で多い品目は、こかぶ7億8千万円、みつば2億5千万円、いちご1億9千万円の順となっています。特にこかぶは、平成14年度「ホワイトボール」という名称で商標登録され一大産地を形成しています。

(2) 農地流動化の取り組み

東庄町の農地流動化の現状は、利用権設定211.2ha、所有権移転が86.2haで設定率13.2%です。

東庄町では、町単独予算による農地流動化助成金制度を設け、農地の掘り起こしを行っています。また、助成金は認定農業者が借受者となり1年間で2ha以上の利用権設定を行った場合、その期間・面積に応じて交

付しています。

助成額→10a 当たり 2,000円～8,000円
(貸借期間により異なる)

2 導入された事業の概要

(1) 県営ほ場整備事業(担い手育成型) 新宿地区
(平成12～17年度)

整備面積 54.6ha (水田52.3ha 畑 2.3ha)
水田のうち、大区画水田(1ha以上)を25%設置した。

(2) 経営構造対策事業(国庫) 新宿営農組合(平成14年度)

ア 乾燥調製施設(30ha対応)

名 称	台数	能力
乾燥機(遠赤外線)		6.3t×3基、3.5t×2基
乾籾タンク	5	6.3t×3基、3.5t×2基
籾摺機	5	2.5t/h 6インチ
米選機	1	2.8t/h
秤量タンク、レベラー	1	4.5t
個袋計量器	1	30kg、60kg
フレコン計量器	1	1.2t
	1	

イ 高生産性農業用機械

機械名	数量	仕様
レーザーレベラー	1	作業幅4m
田植機	1	8条植
施肥播種同時作業機	1	8条 麦は種用

ウ 複合経営促進施設

パイプハウス 1,080 m² (216 m²×5棟)

(3) おいしいちばの米産地育成事業 (県単)

新宿営農組合 (平成14年度)

機械名	数量	仕様
催芽機	1	最大粉量300kg
播種プラント	1	400~500箱/時
育苗箱	3000	
クローラトラクター	1	100ps
リバーシブルプラウ	1	12インチ×7連
ロータリー	1	作業幅2.4m
ウイングハロー	1	作業幅4.1m
フレールモア	1	作業幅1.55m
畦塗機	1	
ブロードキャスター	1	容量300リットル
コンバイン	1	6条刈
エアバランサー	1	

(4) 集落営農育成・確保緊急整備支援事業 (国庫)

新宿営農組合 (平成18年度)

施設名	事業量	内容
農畜産物集出荷施設	1棟	100m ²
農畜産物処理加工施設 (予冷库)	1棟	100m ² (30m ²)
(加工施設)		(35m ²)

3 事業の成果

(1) 農地の利用集積

本地区での、農地の利用集積は第3表のとおりです。

第3表 農地の利用集積

新宿営農組合	水田 27.7ha、畑 0.3ha (受益面積の51%)
--------	------------------------------

(2) 農事組合法人新宿営農組合の組織化

基盤整備後の地区内農地利用等について話し合いを重ね、土地利用調整組織設立と作業を効率的に実践する担い手育成が必要不可欠であるという認識が出来ました。その結果、平成12年3月に営農意欲の高い6名により「新宿営農組合」が設立されました。

平成14年2月に女性6名も組合員として加入し、ライスセンター等設置に併せて農事組合として法人化。平成17年3月に地権者の同意を得て、町から特定農業法人(6戸12名)として認定されました。



30ha 規模のライスセンター

(3) 新宿営農組合の経営と女性の参画

新宿営農組合の経営は、水田における水稻及び生産調整作物としての麦の栽培が中心です。この他、育苗用のパイプハウスを利用してしとう・しゅんぎくを栽培し、水田裏作のキャベツ栽培にも取り組んでいます。

新宿営農組合では参加農家の夫婦がそれぞれに組合員となっており、経理を女性が担当するほか、野菜栽培や加工部門を女性が担当しています。

<経営面積>

水田：水稲 38.5ha、小麦 15.6ha キャベツ 1.5ha

施設（パイプハウス）：シシトウ 16a シュンギク 16a



ハウス内のシシトウ収穫



冬期はしゅんぎくを栽培

(4) ブロックローテーションによる栽培実践

地区農家との水田農業推進会議等で、ブロックローテーションによる栽培計画を提示し、地区の合意を進めています。組合では定例会を定期的に開催し、年間の作付け計画を作成しています。

平成14年から地区内農地の効率的利用を進めるため、2つに分けたブロックローテーションにより、平成18年産から小麦の栽培を行っています。しかし、浚渫土の客土により酸性土壌となった圃場が多く、一部には継続的な改善が必要です。



小麦の収穫



小麦のは種

(5) 新宿農用地利用改善団体の設立と特定農業法人認定

農業改良普及センター（当時）や関係機関を交えた営農計画作成等の過程で、ブロックローテーション等効率的な地区営農を進めるためには、農地の集積や土地利用調整を行う農用地利用改善団体の設立が不可欠であるとの認識に達しました。特定農用地利用改善団体の設立について、地区座談会で検討を重ね、設立について合意形成ができ、平成17年3月に新宿農用地利用改善団体が設立されました。

構成員：159名（地区農家） 地区内農地面積：96.5ha（水田）併せて、農用地利用規程の中で、農事組合法人新宿営農組合が特定農業法人として位置づけられ、平成17年3月に町の認定を受け、特定農業法人となりました。

4 今後の課題と改善方法

(1) 米の販売について

米は主に系統出荷を行っていますが、今後の収益向上のためには、販路開拓等により有利に販売することが重要です。現在、「ちばエコ農業産地認証」及び「エコファーマー」の認定を申請中であり、農薬及び化学肥料の低減を進め、地区内外へ新たな販売を展開します。

(2) 小麦について

平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策への加入を申請しました。今後も新宿農用地利用改善団体と連携して、地区農家の協力のもと円滑な生産調整を実施していく必要があります。

また、小麦の安定収量確保及び品質向上に向けて、関係機関が連携して支援していきます。

(3) 農産物加工について

新宿営農組合では、黒米・もち米・うるち米をブレンドし新商品を開発しました。平成18年度に商標登録申請し、新たな名称でインターネット等を活用した販売展開を進めています。

また、もち等の加工も積極的に行い、付加価値化による収益性の向上を図ります。



オリジナル商品のブレンド米

5 その他

- (1) 調査協力機関
 - ア 東庄町まちづくり課
 - イ 東庄町農業委員会
 - ウ 新宿地区基盤整備実行委員会
 - エ 東総用水土地改良区

- (2) 参考図書等
 - ア 農業センサス（2005年版）